



安全で働きがいの持てる職場環境を実現するために 過半数代表選挙の重要性を認識しよう!

その2

過半数代表の役割とは？

① 各種労使協定締結などのため

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 労働基準法第24条 | 賃金控除に関する協定の締結 |
| (2) 労働基準法第32条の3 | フレックスタイム制に関する協定 |
| (3) 労働基準法第34条 | 一斉休憩の適用除外に関する協定 |
| (4) 労働基準法第36条 | 時間外及び公休日労働の取り扱いに関する協定 |
| (5) 労働基準法第39条の2 | 団体添乗業務に伴う労働時間などの取り扱いに関する協定 |
| (6) 労働基準法第90条 | 就業規則の作成または変更に伴う意見聴取 |
| (7) 安全衛生法第19条 | 安全衛生委員会における委員の推薦 |
| (8) 労働者派遣法第40条の2 | 事業所単位の労働者派遣の期間制限に関する意見聴取 |

② 毎月1回以上開催される「安全衛生委員会」（従業員が50名以下の事業所は「安全衛生管理体制」の開催が努力目標）への参加

なお、労働基準法施行規則第6条の2には「過半数代表者であること若しくは過半数代表者になるうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。」と明記されています。

おかしい事には「おかしい！」と声をあげ、健全な職場を創ろう！

休憩時間は作業ダイヤ通りに確保出来ているのか、年休は取得出来ているのか、不安全や不衛生な箇所は無いかなどの点検を行い、それらの改善・解決を図り健全で働きやすい職場環境を実現するには、過半数代表者にふさわしい労働者を選出し安全衛生委員会などを活用して議論を行う事がとても重要になっていきます。もし、会社に忖度するような「名ばかり代表」を選出してしまった場合、発生している問題は放置され、ゆくゆくは健康といのちが脅かされる事態へと繋がる恐れがあります。

また、昨年度の過半数代表者選挙では配属直後の新人社員に管理者が付き添い投票させたり、選挙期間中にも関わらず投票箱を開ける不正が発覚するなど、一部の職場で不公平感のある投票が行われました。会社による圧力や不正を許さず、労働組合の視点でチェック機能を果たし、健全で働きがいのある職場を私たちの手で実現していきましょう！

過半数代表にふさわしい労働者を選出しよう！